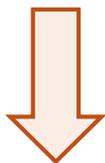


- ◆ 「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、県行動計画）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法）に基づき、千葉県における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定めるものとして2013年（平成25年）に策定された。（2018年（平成30年）に一部改定）
- ◆ 今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、政府行動計画）が抜本的に改定（2024年（令和6年）7月閣議決定）された。
- ◆ 県行動計画は、特措法において、政府行動計画に基づき作成するものと規定されており、今回改定を行うこととなった。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画（特措法第6条）

※令和6年7月2日改定



- **政府行動計画に基づき作成**（特措法第7条第1項）
 - ↳ 県行動計画の改定内容は政府行動計画に概ね準じる。
- **学識経験者等の意見聴取を経て作成**（特措法第7条第3項）
 - ↳ 千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議に**専門部会**を設置

千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画（特措法第7条）

○ 県行動計画では反映しない主な事項

- ▶ 国際的な連携
- ▶ 水際対策（国との連携、国への協力については記載）
- ▶ 研究開発に係る記載（ワクチン、治療薬・治療法など）
- ▶ その他、日本銀行等による金融政策や法令等の弾力的運用など明らかに国でのみ求められる事項

○ **千葉県新型インフルエンザ等対応マニュアル**

- ▶ 行動計画の実効性を担保するために作成

● 平時の準備の充実

- 国や市町村等の関係機関と連携し、平時から訓練を定期的実施する。
- 感染症法等の計画に基づき、関係機関と協定を締結。感染症発生時の医療・検査の体制立上げを迅速に行う体制を確保
- 各関係機関との連携体制やネットワークの構築

● 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載
- 6項目だった対策項目を13項目に拡充し、内容を精緻化

① 実施体制 ② サーベイランス・情報収集 ③ 情報提供・共有 ④ 予防・まん延防止 ⑤ 医療
⑥ 県民生活及び県民経済の安定の確保



① 実施体制 ② 情報収集・分析 ③ サーベイランス ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
⑤ 水際対策 ⑥ まん延防止 ⑦ ワクチン ⑧ 医療 ⑨ 治療薬・治療法 ⑩ 検査 ⑪ 保健 ⑫ 物資
⑬ 県民生活及び県民経済の安定の確保

- 検査やワクチン等の項目について、記載を充実させるとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションのあり方等を整理
- 横断的視点を設定し、各対策項目の取組を強化

● 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
- 状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え（検査や医療提供体制の整備、社会経済の状況等）

1 実施体制

- ◆ 平時から、関係者間における情報共有や実践的な訓練の実施等の取組を進め、多様な主体間での連携体制を強化する。
- ◆ 新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材の育成や人員確保を推進する。
- ◆ 必要に応じて感染症法や特措法に基づく総合調整や指示を行いながら、対策を的確かつ迅速に実施する。

(1) 準備期

- ・ 有事において必要となる人員等の確保や人材の育成
- ・ 全庁的な対応体制構築のための研修や訓練の実施、連携強化や役割分担に関する調整
- ・ 関係機関との連携強化

(2) 初動期

- ・ 新型インフルエンザ等の発生（疑い含む。）が確認された場合の措置（初動対応や県対策本部の設置等）
- ・ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

(3) 対応期

- ・ 特措法に基づく総合調整
- ・ 職員の派遣や応援への対応
- ・ まん延防止重点措置及び緊急事態措置の検討等

2 情報収集・分析

- ◆ あらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析するため、関係機関とのネットワークを形成、維持・向上させる。
- ◆ 社会経済活動との両立を見据え、感染症対策の判断に際しては、感染症、医療の状況の包括的なリスク評価を行うとともに、県民生活及び県民経済の状況を把握する。

(1) 準備期

- ・ 有事に備え、平時から情報収集体制を整備するとともに、訓練等を通じて情報収集・分析の実施体制の運用状況等を確認

(2) 初動期

- ・ リスク評価体制を確立
- ・ 感染症、医療の包括的なリスク評価や県民生活及び県民経済の状況の情報収集
- ・ リスク評価に基づく感染症対策の迅速な判断及び実施

(3) 対応期

- ・ 準備期や初動期における体制や対応の継続
- ・ リスク評価に基づく感染症対策の見直し

3 サーベイランス

- ◆ 関係機関との連携強化を含む感染症サーベイランスの実施体制の構築を行う。
- ◆ 平時から感染症サーベイランスを実施するとともに、有事には速やかに当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する等、状況に応じた感染症サーベイランスを実施する。
- ◆ リスク評価に基づき、感染症サーベイランス強化、感染症の特徴及び流行状況を踏まえた感染症サーベイランスの対象及び届出対象者の重点化や効率化等の必要性を評価する。

(1) 準備期

- ・ 平時から感染症サーベイランスを実施

(2) 初動期

- ・ 準備期からの感染症サーベイランスの継続に加えて、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始
- ・ リスク評価に基づき感染症サーベイランス体制を強化

(3) 対応期

- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況に応じて実施体制を見直し、適切な感染症サーベイランスの実施体制に移行

4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ◆ 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布の恐れがある。
- ◆ 対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、県民等が適切に判断・行動できるようにする。
- ◆ 平時から、感染症等に関する普及啓発、リスコミ体制の整備、情報提供・共有の方法を整理する。

(1) 準備期

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前における県民等への情報提供・共有（感染症に関する情報提供・共有、偏見・差別等に関する啓発、偽・誤情報に関する啓発）
- ・ 発生時における情報提供・共有体制の整備等（迅速かつ一体的な情報提供・共有ができる体制、双方向のコミュニケーションを行うための体制）

(2) 初動期

- ・ 準備期に整備した体制を活用した科学的根拠等に基づく正確な情報の提供・共有

(3) 対応期

- ・ 準備期や初動期における体制や対応の継続
- ・ リスク評価に基づく時期に応じた、方針の見直し

5 水際対策

- ◆ 成田空港や千葉港を抱える自治体として、国との連携を強化するとともに、国が講ずる水際対策に積極的に協力する。

(1) 準備期

- ・ 有事に備えた訓練等を通じた、国との連携強化

(2) 初動期

- ・ 国が講ずる水際対策への積極的な協力

(3) 対応期

- ・ 初動期の対応の継続と国の示す方針に則った対応

6 まん延防止

- ◆ 適切な医療の提供とあわせてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制が対応可能な範囲内に患者数を抑制する。
- ◆ 病原体の性状の変化や、ワクチンや治療薬等の開発や普及等の状況の変化に応じ、感染症対策の基本的方針を柔軟かつ機動的に切り替える。
- ◆ 必要に応じてまん延防止等重点措置や緊急事態措置を含めた強度の高いまん延防止対策を行う場合の勘案事項を整理する。

(1) 準備期

- ・ 対策実施時に考慮する指標・データの検討
- ・ 有事のまん延防止対策強化に向けた国民や事業者の理解促進

(2) 初動期

- ・ 県内でのまん延防止対策実施の準備

(3) 対応期

- ・ まん延防止対策として実施する措置の選択肢（患者や濃厚接触者への対応、患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請、事業者や学校等に対する要請）
- ・ 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方（封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の正常等に応じて対応する時期、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）
- ・ まん延防止等重点措置・緊急事態措置の実施の検討

7 ワクチン

- ◆ 平時から予防接種の具体的な実施方法を検討し、有事において円滑な接種を実施できるよう着実に準備を進める。
- ◆ ワクチンに関し、科学的根拠に基づく正しい情報の提供を通じ、県民の理解を促進する。

(1) 準備期

- ・ 接種体制の構築
- ・ 県民等の理解促進を図るための情報提供

(2) 初動期

- ・ 接種に携わる医療従事者の確保

(3) 対応期

- ・ 構築した接種体制に基づく接種の実施

8 医療

- ◆ 感染症医療及びその他の通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療を滞りなく提供するために、平時から、予防計画及び医療計画に基づく都道府県と医療機関の医療措置協定の締結等を通じて、有事に関係機関が連携して、感染症医療を提供できる体制を整備する。
- ◆ 有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応することで、県民の生命及び健康を守る。

(1) 準備期

- ・ 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備
- ・ 研修や訓練による人材の育成等
- ・ 施設や設備の充実等による対応能力の強化
- ・ 地域の連携の強化
- ・ 特に配慮が必要な患者への医療提供

(2) 初動期

- ・ 新型インフルエンザ等感染症に関する知見の共有等
- ・ 医療提供体制の確保（相談センターの整備を含む。）

(3) 対応期

- ・ 新型インフルエンザ等に関する基本の対応
- ・ 時期に応じた医療提供体制の構築（流行初期、流行初期以降、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）
- ・ 予防計画及び医療計画における事前の想定と大きく異なる場合の対応方針

9 治療薬・治療法

- ◆ 新型インフルエンザ等の発生時に、国が確保した治療薬や確立した治療法を、速やかに県下全域に普及させる。
- ◆ 有事に備え、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。

(1) 準備期

- ・ 国が主導する研究開発への協力
- ・ 治療薬・治療法の活用に向けた整備

(2) 初動期

- ・ 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄把握、予防投与

(3) 対応期

- ・ 治療薬・治療法の活用

10 検査

- ◆ 平時には機器や資材の確保、発生直後より検査の立上げ、流行初期以降では国と連携し、適宜検査体制の見直しを行う。

(1) 準備期

- ・ 検査体制の整備
- ・ 訓練等による検査体制の維持・強化

(2) 初動期

- ・ 検査体制の整備（立上げ）

(3) 対応期

- ・ 検査体制の拡充
- ・ リスク評価に基づく検査実施の方針決定・見直し

11 保健

- ◆ 地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する。
- ◆ 保健所及び地方衛生研究所等において、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察、生活支援等を行う。
- ◆ 国からの支援も受けながら、平時からの体制構築、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。

(1) 準備期

- ・ 人材の確保
- ・ BCPを含む体制の整備
- ・ 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築
- ・ 保健所及び地方衛生研究所等の体制整備
- ・ 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(2) 初動期

- ・ 有事体制への移行準備
- ・ 住民への情報提供・共有の開始
- ・ 公表前に管内で感染が確認された場合の対応

(3) 対応期

- ・ 有事体制への移行
- ・ 主な感染症対応業務（相談対応、検査・サーベイランス、積極的疫学調査、入院勧告・措置等、健康観察及び生活支援、健康監視、情報提供・共有、リスクコミュニケーション）の実施
- ・ 感染状況（流行初期、流行初期以降、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）に応じた取組

12 物資

◆ 医療機関を始めとした必要な機関に、有事の際に必要な感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みを形成する。

(1) 準備期

- ・ 関係機関における必要な感染症対策物資等の備蓄の推進

(2) 初動期

- ・ 感染症対策物資等の備蓄状況の確認等

(3) 対応期

- ・ 感染症対策物資等の備蓄状況の確認等
- ・ 物資の運送や売渡し等

13 県民生活及び県民経済の安定の確保

◆ 新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や県民に必要な準備を行うことを勧奨する。

◆ 新型インフルエンザ等発生時には、事業者や県民は、自ら事業継続や感染防止に努め、県及び市町村は、県民生活及び社会経済活動への影響を考慮し、必要な対策・支援を行う。

(1) 準備期

- ・ 情報共有体制の整備
- ・ 支援の実施に係る仕組みの整備
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備
- ・ 緊急物資運送等の体制整備
- ・ 物資及び資材の備蓄
- ・ 生活支援を要する者への支援等の準備
- ・ 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

(2) 初動期

- ・ 事業継続に向けた準備等の要請生活関連物資等の安定供給に関する県民等及び事業者への呼び掛け
- ・ 遺体の火葬・安置

(3) 対応期

- ・ 県民生活の安定の確保を対象とした対応
- ・ 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応
- ・ 県民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応